

案

資料1-1

(仮称)八尾こども計画及び八尾市子ども・子育て支援事業計画(素案)の 市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施結果と市の考え方について

「(仮称)八尾こども計画(八尾市子ども・子育て支援事業計画を含む)」を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、検討途中の素案を公表し、市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施しました。その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。

ご提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわないように要約するとともに、同じ趣旨のご意見については、まとめて回答します。

- (1) 意見募集期間
平成26年12月1日(月)～平成27年1月6日(火)

- (2) 提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出人数(人)	意見数(件)
直接持参	2	3
電子メール	9	70
FAX	22	51
郵便	0	0
合計	33	124

提出された意見と市の考え方

項目	掲載ページ	番号	意見の要約	市の考え方(案)
計画策定の体制	5ページ	1	中・高校生のグループインタビューの内容や結果が分かりづらいので、掲載してほしいです。または、ホームページに詳細があるのであれば、参照(URLなど)を掲載してほしいです。	中・高校生のグループインタビューの詳細については資料編に記載します。
基本理念	10ページ	2	【1. 基本理念 本文4行目】 「子どもを生き育てて良かった」の「生き」について、なぜこのような表現をするのか解説がいらいます。 【基本理念 小項目】 「すべての子どもの人権が尊重されていきいきと育ち、子どもの生きる力を育てる学校・地域づくり」の「学校」の部分ですが、学校以外の子どもに関わる施設(保育所や幼稚園など)でも取り組むことが必要だと思います。また、「地域」についてはどのような単位(校区、町会など)を想定しているのですか。 【基本理念 小項目「親と地域がつながり、子どもが主体的に地域にかかわり、子どもとともに親も育っていけるように地域が子育てを支援するしくみづくり」 本文1行目】 子どもが「主体的に」というのはハードルが高いので「自主的」や「積極的」の表現が現実的だと思います。	「生む」という表現は「生をうける」という広義の意味を考えており、次世代育成支援行動計画(後期計画)においても同じ文言を使用しています。一般的に用いる表現であり、用語解説は不要と考えます。 また、「地域」については、住民や地域の資源(施設や団体など)が地縁や子育てを取り巻く課題などに応じて、かかわりを持つ場や集まりを想定しており、具体的な範囲や単位は想定していません。 また、「主体的」という文言は、子どもたちが自らの意思や気持ちを持って様々な人と関わりを作って欲しいとの思いを込めて使用しています。
		53	【1. 基本理念 本文2行目】 「共生の心があふれるまちづくりを進めています」の「まちづくり」は「社会づくり」の方が良いのではないですか。	本市の総合計画のまちづくりの推進方策においてその方向性を定めていることから、計画案通りとします。
		54	【基本理念 小項目「親と地域がつながり、子どもが主体的に地域にかかわり、子どもとともに親も育っていけるように地域が子育てを支援するしくみづくり」 本文1行目】 「地域が子育てを支援するしくみづくり」「主体的に地域活動に参加できるしくみ」の「しくみ」についてですが、「環境づくり」などでも良いと思います。	「環境づくり」はここでいう「しくみ」と同義であることから、計画案通りとします。
基本的な視点	11ページ	3	【◆子どもの視点 本文5行目】 「しくみづくりに努めます」が、10ページの「つくります」から後退しているように思います。	計画策定の視点として整理したもので、幅広い分野で子どもたちの活動が主体的にできるようなしくみが重要との考えを絶えず持ち続ける必要があるとの考えであり、基本理念を後退させるものではありません。
市民・行政等の役割	12ページ	4	計画に「学校」の姿がみえづらいです。学校、保育所、保育園、幼稚園等は子どもにとっては一日の大半の時間を過ごす大事な場になるので、市民・行政等の役割に含めてほしいです。 (3件)	学校の果たす役割は非常に重要であります。学校、保育所、幼稚園等個々の場所における役割でなく、教育行政・保育行政という行政組織としての役割があると考えています。なお、学校教育については、八尾市教育振興計画に位置づけし、さまざまな取り組みを行っているところです。
		5	子どもを主体に置いている事は当たり前だが素晴らしいと思います。	子どもを「主体」とすることが、本計画における考え方の柱と考えています。
		6	【【家庭】 本文3～4行目】 「基本的な倫理観」とは具体的にどのようなことを想定しているのですか。	子どもたちが社会生活を送る上で正しいことを判断する基準となる考え方を身につけるといった趣旨となります。
		7	【【行政】】 子ども・子育て支援新制度は市が実施主体であり、保育の実施責任等があります。ただ、市民と協働するだけでなく、市としての責任を持って果たすことを明記してほしいです。 (2件)	行政の役割は保育の実施のみならず、子どもの育成に関して重要な役割があることから、本計画の策定に取り組んでいるところです。しかしながら、市民との協働を進めるなかで、それぞれが持つ役割とそれぞれが持つ責任のもと、社会全体で子ども・子育て支援を進めることが必要と考えています。
		55	【【子ども】 本文4～5行目】 「積極的に地域に参加します」について、「主体的」ではないですか。	基本理念としては、子どもが「主体的」にさまざまな活動にかかわっていくことをめざします。しかし、子どもの役割を考えた場合、「積極的」に活動に参加することが望ましいものと考えます。
基本方向と重点課題 「1. 子どもがいきいきと育つための支援の充実」	13ページ	56	【◆重点課題◆ ●子どもの権利の尊重と子どもの主体性の向上 本文1行目、2行目】 「一人の人として」「一人の人間として」、「人への思いやり」は「他人への思いやり」の方が良いのではないですか。	計画案の表現で、意味が伝わるものと考えられることから、計画案通りとします。
		8	子どもの貧困や児童虐待、いじめなどが問題への対応のため、どんな境遇にあっても、子どもが社会に大切にされていると感じることができる社会環境づくりが重要だと思います。	本計画はすべての子どもの権利が尊重されることを基本とし、子ども・子育て支援を進めるために策定するものです。

項目	掲載ページ	番号	意見の要約	市の考え方(案)
基本方向と重点課題 「2. みんなで支える、地域が主体の子育ち・親育ちのしくみの充実」	14ページ	9	<p>【◆重点課題◆ ●地域の資源(人やしくみ)による支えあい 本文2行目】 「切れ目のない支え合い」とはどのような支え合いをさしているのですか。</p> <p>【◆重点課題◆ ●地域のネットワーク強化を通じた子育て力の強化 本文4・5行目】 「きずな」の再構築」「きずな」が重層的に深まっていくとは具体的にどのようなことですか。「地域のネットワーク強化」の意味が分かりづらいです。</p> <p>【◆重点課題◆ ●身近な地域での子どもの安全確保】 「身近な地域での子どもの安全確保」では、安全な場所(遊び場・居場所)整備についてもふれるべきではないですか。</p> <p>【◆基本方向の考え方◆ 本文2行目】 「実感できるようなシステムづくり」の部分が「しくみ」ではない理由はあるのですか。</p> <p>【◆基本方向の考え方◆ 本文7行目】 「子育てを支えるしくみづくりを支援」とは具体的にどのようなことですか。</p> <p>【◆基本方向の考え方◆ 本文9行目】 「広い意味での「地域」とは具体的にどのような範囲になるのですか。また、企業が地域ではたすべき役割について記載したほうが良いのではないですか。</p>	<p>「切れ目のない支え合い」とは、地域の様々な人や団体などによるつどいの広場や育児サークル、子ども会など、子どもの成長に応じた取り組みが連続的に実施される状況をさしています。</p> <p>地域におけるひととひとのつながりを「きずな」と表現しており、「きずなの再構築」、「重層的に深まる」とは、既存のつながりが子どもを中心とした新たなつながりに変化したり、より深いつながりがづくりが進むことを表しています。また、「地域のネットワークの強化」とは地域で活動する人や組織、団体等のつながりや地域同士のつながりの強化を意味します。</p> <p>子どもの安全確保には、見守り活動等による確保とあわせて、場所の確保も含まれます。</p> <p>「実感できるようなシステムづくり」は「実感できるようなしくみづくり」に変更します。</p> <p>「子育てを支えるしくみづくりを支援」とは、地域主体のまちづくりを進める中で、市民自らが計画し実施する取り組みへの支援のこととなります。</p> <p>地域を町会など人の集まりを単位として考えるのではなく、構成する企業等を含めた社会と同じ意味と考えています。その場合の企業の役割はP12「市民・行政等の役割」に記載しています。</p>
		57	<p>【◆重点課題◆ ●子どもの地域への参加 本文2行目】 「子どもがさらに積極的に参加」は「主体的」ではないですか。</p>	<p>「子どもがさらに主体的に参加」に変更します。また、基本方向の考え方についても、「子どもが主体的に地域活動に参加」に、P23【めざす姿】についても、「子どもが主体的に地域活動に参加」に変更します。</p>
		58	<p>【◆重点課題◆ ●地域のネットワーク強化を通じた子育て力の強化 本文1行目】 「家庭での子育て力の強化」は「家庭での子育て力の向上」の方が良いのではないですか。</p>	<p>「家庭での子育て力の向上」に変更します。また、小項目名についても「地域のネットワーク強化を通じた子育て力の向上」に変更します。</p>
		59	<p>【◆重点課題◆ ●地域のネットワーク強化を通じた子育て力の強化 本文3行目】 「地域との関わりを深める」は「地域とのつながりを深める」の方が良いのではないですか。</p>	<p>「地域とのつながりを深める」に変更します。</p>
		10	<p>【◆重点課題◆ ●地域のネットワーク強化を通じた子育て力の強化 本文4行目】 「既存の地域活動だけでなく」、に子ども会活動についても触れてほしいです。</p>	<p>「地域活動」の中に、子ども会活動も含んでいるものと考えています。なお、「基本方向の考え方」において、「子ども会」の表記を追加補足します。</p>
		11	<p>【◆基本方向の考え方◆ 本文6行目】 「家庭・地域のつながり」の部分に学校を追加してほしいです。</p>	<p>ここでは、子どもを中心とした市民同士のつながりに着目しています。学校における取り組みについては、「子どもの育ちに応じた切れ目のない支援の充実」で記載するとともに、教育振興計画において定めています。</p>
基本方向と重点課題 「3. 子どもの育ちに応じた切れ目のない支援の充実」	15ページ 16ページ	12	<p>【◆重点課題◆ ●子どもの成長に応じた保健サービス・子育て支援・教育の総合的な提供】 「保健サービス・子育て支援・教育」の「教育」は「学校教育」ではないですか。</p> <p>【◆重点課題◆ ●次代の親を育む取り組みの充実】 「学童期・思春期から成人期」となっているが、「乳幼児期」の発達に関する正しい知識について言及する必要はないのですか。また、10行目の語尾が「検討が求められています」となっていますが、検討だけでは取り組みとして弱いように思います。</p> <p>【◆基本方向の考え方◆ P16 3行目】 「次代の親を育む」の「育む」は、「育成する」の方が良いと思います。</p>	<p>学校教育に限定するものではありません。なお、重点課題「子どもの成長に応じた保健サービス・子育て支援・教育の総合的な提供」本文3行目の「学校教育」を「教育」に変更し整合性を図ります。</p> <p>「妊娠・出産・育児に関する正しい知識」を得られるよう、学童期・思春期・成人期の段階に応じた対応を行うもので、「乳幼児期」の発達に関する正しい知識も含まれます。ご指摘の「検討が求められています」との表現については、「重点課題」として、課題としての認識を記載したものです。なお、取り組みの内容は「基本方向の考え方」に記載しています。</p> <p>「次代の親を育む」の「育む」は、「育成する」と同義であるため、計画案通りとします。</p>
各基本方向における取り組み 「1. 子どもが生き生きと育つための支援の充実」	19ページ	13	<p>【施策推進のための指標と平成31年度目標】 児童虐待の相談と通告件数は現状と比べ、気軽に相談・通告ができるようにしたいのか、それとも、児童虐待を未然に防ぎたいのか、数字の意図がわかりづらいです。</p>	<p>児童虐待の防止について、社会全体の児童虐待に対する認識の深まりと相談体制の充実による相談件数の増加が発生予防につながり、児童虐待の発生を予防したこと、で、通告件数が減少していることをめざします</p>

項目	掲載ページ	番号	意見の要約	市の考え方(案)
		14	<p>【施策推進のための指標と平成31年度目標】 いじめ・不登校の定義がわかりにくい。千人あたりより1学校あたりの数値のほうがわかりやすいと思います。 「いじめ」「不登校」についてはゼロを目指すべきでないですか。 いじめの認知件数について、現状の数値がないと指標としての設定が適切かどうか分かりません。 件数が少なく感じます。減少をめざす目標については、具体的な数値を示してほしいです。</p> <p>(6件)</p>	<p>いじめ・不登校の定義については、資料編に掲載します。 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。また、「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されています。対象は、市立小・中学校及び特別支援学校に通う小・中学生です。各学校ごとの数値は、各校の規模が違うため八尾市の指標として千人率で示しています。 いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうることをふまえ、いかなる理由があっても許されるものではないとの理念のもと、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、社会全体で子どもを見守り、把握することでいじめ、不登校の解消に努めてまいります。各学校において、日頃から児童生徒の心身の状態や出席状況の変化に留意する等、日々の子どもの関わりの中で教師の気づきや、子どもへのアンケートによる結果で把握した数をカウントしております。今後も学校・家庭・地域・関係機関が連携することでいじめの撲滅に努めてまいります。 また、現状の数値については、計画書の資料編として、別途掲載します。 いじめ・不登校の具体的な数値目標については、児童生徒総数が変化することから、千人率とすることが望ましいと考えております。また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうることをふまえると、認知件数がゼロになるというよりも、トラブルの解消が大切であると考えております。</p>
		15	<p>【施策推進のための指標と平成31年度目標】 いじめや不登校への取り組みは具体的にどのようなことをしていくのですか。</p>	<p>いじめ・不登校や引きこもり等への対応として、具体的施策「1-3 いじめ・不登校や引きこもり等への対応」に記載のとおり取り組みます。</p>
「1-1 子どもの権利を尊重する意識の醸成」	20ページ	16	<p>【具体的施策を実現するための主な取り組み】 「教師・保育士等」を「教師・保育所職員」に、「人権研修」を「人権や子どもの権利条約の研修の実施」にしてはどうですか。 人権研修が人権担当者のみだけで行われなように全職員実施の機会を増やしてほしいです。</p> <p>(2件)</p>	<p>「保育士等」に「保育所職員」を含みます。また、「人権研修」に「子どもの権利条約の研修」を含みます。 全職員が出席しての研修の実施は業務上困難ですが、学校園や保育所等での伝達研修の実施などにより、研修内容が全職員に伝わるよう努めてまいります。</p>
		17	<p>【本文 6～7行目】 「態度や行動」とあるが、表面的なものだけを求めるだけで良いのですか。 【本文 10行目】 「未来を切り拓いていけるよう」の表現が抽象的すぎると思います。 【本文 10行目】 「教育を受ける機会」の「教育」は「学校教育」ではないのですか。 【本文 13行目】 「子どもの意見や提案を本市の施策や事業に反映させる取り組み」とは具体的にどのようなことですか。 【本文 16行目】 「子ども向けウェブサイトなど」とありますが、子どもの貧困や子どものネット利用被害が課題となっている社会状況の中で、インターネットを前提とした情報発信でよいのですか。</p>	<p>子どもたち自身が、子どもの権利に対する意識向上や理解を進めることによって、自分の大切さや相手の大切さを認める態度や行動ができるものと考えております。 また、子どもたちが、将来さまざまな課題に直面した場合、柔軟性をもちながらもたくましく対応し、社会人として自立していくことができるようにとの思いから、「未来を切り拓いていけるよう」と表現しています。 ここでいう教育は学校教育に限定しておりません。 本計画の策定にあたり、中学生・高校生のグループインタビューを実施しています。また、具体的施策を実現するための主な取り組みとしては、子どもの意見を尊重した取り組みの実施(やおっ子元気・やる気アップ提案事業(子どもの「あったらいいな」実現部門))が該当します。 様々な状況にある子どもに情報発信ができるよう、「子ども向けウェブサイト」のほか、学校を通じた情報提供や紙媒体を用いるなど様々な手法を活用したいと考えております。</p>
「1-3 いじめ・不登校や引きこもり等への対応」	22ページ	18	<p>【本文】 「いじめ防止プログラムなどの実施」といった文言を追加し、取り組みを行ってください。</p> <p>(2件)</p>	<p>各学校園では、子どもの発達段階やそれぞれの現状を踏まえ、教科学習、道徳教育、人権教育、行事、体験活動等、さまざまな保育・教育活動をとおして、いじめ防止に向けて取り組んでおります。今後も、引き続き、いじめ防止のための取り組みについて、＜具体的施策を実現するための主な取り組み＞のいじめの未然防止・早期発見に向けた体制づくりと総合的な対策の推進の中で行ってまいります。</p>

項目	掲載ページ	番号	意見の要約	市の考え方(案)
各基本方向における取り組み 「2. みんなで支える、地域が主体の子育ち・親育ちのしくみの充実」のめざす姿	23ページ	60	【めざす姿】 「居場所づくりが活発に行なわれています」の表現に違和感があります。	「安全・安心な子どもの居場所の確保や地域の子育て支援が活発に行われています」に変更します。
		19 (2件)	【めざす姿】 つどいの広場は現在12か所ですが、あとの3か所についての詳細を教えてください。	現在12か所あるつどいの広場をすべての中学校区に1か所ずつ配置することをめざします。
「2-2 子どもの居場所づくりの支援」	25ページ	20	【本文】 「不登校などの課題を抱える子どもの学習保障の場や居場所を確保するよう努めます。」の文言を追加し、取り組みを進めてほしいです。	ご意見にある不登校などの課題を抱える子どもへの対応については、「1-3 いじめ・不登校や引きこもり等への対応」において、教育相談・集団生活への適応指導等の学校復帰に向けた援助活動として位置づけしています。引き続き、子どもを取り巻く教育上の課題や保護者の悩みへの対応の充実に努めます。
		21 (2件)	【具体的施策を実現するための主な取り組み】 小中学校の運動施設(校庭)を開放していると書かれていますが、放課後や休日(長期休み)に使用できない学校もあります。また、子どもたちが気軽に遊べる(集える)場所をつくるのが、子どもの居場所づくりにもなり、配慮したまちづくりに繋がると考えます。子どもの居場所づくりについての今後の取り組みを詳しく明記してもらいたいです。	小中学校の体育施設開放は、学校教育に支障のない範囲で実施していることから、放課後や休日において、利用できない学校もあります。子どもたちが集い、気軽に遊べる場所の確保に向けて、放課後の過ごし方や子ども会などの地域活動のあり方など、総合的に検討する必要があります。基本方向における重点課題として位置づけて計画全体を通して総合的に取り組んでまいります。
		22	【具体的施策を実現するための主な取り組み】 ＜具体的施策を実現するための主な取り組み＞に居場所を増やす取り組みを入れるべきではないですか。	本文中に記載の通り、引き続き、居場所の充実に努めてまいります。
「2-3 子育て支援のネットワークづくりの充実」	26ページ	23	【本文】 地域の子どもたちの様々な情報を一括して把握し、適切な支援をコーディネートする役割は個人情報を扱うことにもなるため、公的機関がおこなうべきだと思います。また、公立保育所や公立幼稚園がネットワークの拠点としてそれらの役割の中心になるべきだと思います。	本市では、地域子育て支援課を設置するとともに、子どもや子育て家庭を総合的に支える切れ目のない支援のため、(仮称)子どもセンターが必要であると考えております。身近な地域の子育て支援は「つどいの広場」で、公立の地域子育て支援センターは市域全体を対象とし、様々な取り組みを進めております。また、公立の幼稚園・保育所は私立幼稚園・民間保育所とともに子育て支援の拠点であると考えております。
		24	【具体的施策を実現するための主な取り組み】 「地域子育て支援センターや地域交流や園庭開放」の文言を追加してほしいです。	＜具体的施策を実現するための主な取り組み＞の「地域子育て支援センターでの保護者・子育てサークル等のつながりづくりの支援」に、地域子育て支援センターでの地域交流等の取り組みが含まれています。
		25	【具体的施策を実現するための主な取り組み】 子育てサークルの活性化に向けた支援とは具体的にどのようなことですか。同年齢サークルより異年齢サークルづくりの支援をはいかがでしょうか。	地域の子育て力の向上を図るために、子育てサークルへの情報提供や子育てサークルの活動場所としての施設の貸し出しを行っており、同年齢サークル・異年齢サークルのわけへだてなく、すべての子育てサークルを支援しています。
「2-4 家庭教育の充実と地域の教育力の向上」	27ページ	26	【本文 4行目】 子育て家庭の子育て力向上のために、乳児期のミニ子育て講座を各保育所で行われている地域交流会などで実施すれば良いと思います。	保育所で実施する在宅子育て支援事業は、地域子育て支援センターと連携し実施しています。
「2-6 子どもに配慮したまちづくりの推進」	30ページ	27	【本文 3行目】 「赤ちゃんの駅」など、乳幼児の子どもが重視され、小中高校生に配慮したまちづくり計画がないと感じます。	すべての市民をバリアフリー化の促進などはすべての人が利用しやすいまちづくりを意識し、通学路の整備など子どもたちに配慮したまちづくりを進めております。
		28	【具体的施策を実現するための主な取り組み】 日常生活の中で子どもが危険にさらされる可能性があるものを排除し、子どもの命や安全が守られる取り組みが必要ではないですか。	子どもの命や安全が守られる取り組みは、具体的施策「2-5 子どもの安全の確保と青少年の健全育成」で対応するとともに、公園など公共施設における子どもの安全対策として定期的な点検を行っています。
各基本方向における取り組み 「3. 子どもの育ちに応じた切れ目のない支援の充実」	32ページ	29	【めざす姿】 中学生、高校生への対策が見えないので、切れ目がないならば、中高生が集まれる場の提供などの文章がほしいです。	中高生の居場所づくりについては、具体的施策「2-2 子どもの居場所づくりの支援」に該当しますが、現時点において取り組みが少ないことから、今後対応策について、検討してまいります。
		30	【施策推進のための指標と平成31年度目標】 平成31年度目標の保育所待機児童数「0」は、4月時点での保育所待機児童数ですか。	計画 upper は平成31年4月1日時点での保育所待機児童数となります。

項目	掲載ページ	番号	意見の要約	市の考え方(案)
「3-1 次代の親の育成」	33ページ	31	【本文 12行目】 「暴力のない家庭を築くためDVや虐待などについて子どものころから学ぶ必要があります。」 「生と性教育の実施。特に中高生へのデートDV防止授業の実施。」の文言を追加するなどし、デートDVなどの人権教育や性に関する教育について推進してほしいです。 (2件)	デートDV防止を含む、生と性教育など、ご意見の内容については、「思春期の子どもの身体的・心理的状況の理解と行動の受け止めができるよう、学童期・思春期から成人期に向けた取り組みについて検討します」との記載への対応の中で取り組んでまいります。
「3-3 幼児教育・保育の充実」	37ページ	62	認定こども園でトラブルが起こったときは、行政はどのようにかかわるのですか。また、さまざまな子育てサービスについても、事故等への対応を市はどのように考えていますか。	子どもが利用する施設・事業の安全確保について、事故等を防止するための取り組みを行い、万全を期すことが重要と考えます。万が一、認定こども園等の教育・保育施設や子育て支援サービスを実施する上で、事故等が発生した場合については、その制度のしくみや法的責任の範囲のなかで適正かつ適切な対応に努めるとともに、当該事故等の検証を行い再発防止に努めます。
「3-4 子育て支援サービスの充実」	38ページ	32	【具体的施策を実現するための主な取り組み】 具体的施策を実施するための主な取り組みの中に以下の項目を追加して欲しいです。 ○全公立保育所に地域担当職員(保育士)の配置の実施 ○保育所や保育園で行われている園庭開放や地域交流会・子育て教室の充実 ○保育所や保育園が子育てサークルに行っている施設・教員・教材の利用貸し出し活動の充実 ○保育士による地域子育て支援活動の指導・リーダー派遣などの活動強化 ○保育士や幼稚園教諭と保健士が協力しあい、地域の子育て家庭への訪問・相談活動の充実 (2件)	記載の内容については、公立保育所で行っている事業に対する要望であると判断します。内容については「保育所における在宅子育て支援事業の実施」に含まれています。
「3-5 子どもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備」	40ページ	33	【具体的施策を実現するための主な取り組み】 人権学習教材等の整備では、教材の整備はもちろんだが、実施が一番大切だと思います。	全ての学校園で、子どもたちの発達段階に応じて、幼児・児童・生徒が人権の意義・内容について深く理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができるよう、人権学習を実施しております。人権学習の充実を図るため、これまでも、教材等の整備と活用を進めてきたことから、「人権学習教材等の整備と活用」に変更します。
		34	【具体的施策を実現するための主な取り組み】 通訳を必要とする子どもたちへの通訳提供を充実させる必要があります。	学校園における外国人児童・生徒の対応は具体的施策「3-11 外国人家庭への子育て支援」で行います。
「3-6 放課後の子どもの活動等の充実」	42ページ	35	【本文 13行目～】 放課後児童健全育成事業(学童保育)と放課後子ども教室推進事業(全児童対策)はそれぞれに事業目的や役割が違うことから、一体型ではなく、それぞれを充実、発展させる必要があります。また、放課後児童室については、地域における様々な資源を活用しつつ、多様な体験や活動が可能となるよう環境整備が必要です。総合的な放課後対策については、小学生の放課後をどう保障するのか、学童保育をそのなかでどう位置づけるのかについて、幅広い関係者で議論するようしてほしいです。 (2件)	子どもの放課後の活動を充実させるため、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、同一小学校で実施されている放課後児童室と放課後子ども教室の連携強化を図る必要があり、内容については、各地域の実情に合わせて進めることとなります。また、総合的な放課後対策を進める中で、学識経験者や関係者の意見を聴きながら、議論を進めたいと考えています。
		36	【本文 13行目】 「女性が輝く社会」とはどのような意味か。また、放課後対策との関連がわからない。 (3件)	国においては、女性の力を最大限発揮できる、「女性が輝く社会」の実現をめざしており、子どもを安全で安心して預けることができる環境整備は重要であると考えております。そのため、本市においても、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを進める必要があるものと考えています。
		37	【本文 8行目】 8行目以下、「共働きの家庭等の子どもに限らず、すべての子どもが～」について、全ての子ども(家庭)に配慮した対策を検討していくのであれば、長期休みの期間におけるニーズを配慮した検討をしてほしいです。	放課後児童室事業では、放課後等に保育を必要とする児童を対象として、現在は、週4日以上、月15日以上就労等をされている方を対象としており、短時間の保育や一時的に保育を必要とする方は対象となっております。ご意見については、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みと総合的な放課後対策の検討を行う際に課題のひとつとして検討します。
		38	【本文 15行目】 保育所それぞれが工夫しながら保育サービスを充実しているのにならって、小学校入学後も放課後児童室を充実させるために民間やNPOに委託してはどうですか。	本市の放課後児童室でも、放課後等にさまざまな遊びや行事等を提供しており、その質の向上も求められているところです。ご意見については、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みと総合的な放課後対策の検討を行う際に課題のひとつとして検討します。

項目	掲載ページ	番号	意見の要約	市の考え方(案)
「3-8 子育て支援サービスの相談体制の充実」	44ページ	39	【本文 2行目】 2行目の「適切に対応できる体制～」について、つどいの広場へのC・S・Wの配置、保育所職員のノウハウを活かした訪問・相談活用、親身に寄り添う専門職による相談など、支援の充実を図ってほしいです。 (3件)	子育て支援サービスの相談体制の充実にあたっては、C・S・W(コミュニティソーシャルワーカー)の配置や保育士の訪問などに限定することなく、保健・福祉・教育などの専門的な視点から多角的な支援を総合的・一体的に提供できるような体制をめざしたいと考えています。
		40	【具体的施策を実現するための主な取り組み】 子どもセンターの検討では、市民の意見はどのように考慮されますか。	子どもセンターの検討にあたっては、計画策定にあたり実施した子育て支援に関するワークショップや中・高校生のグループインタビュー等のさまざまな市民からのご意見をもとに課題を整理しているところであり、子どもや子育て中の保護者を総合的に支援できる機能を持つ施設となるよう検討を進めてまいります。
「3-12 子育て家庭への経済的支援」	48ページ	41	【具体的施策を実現するための主な取り組み】 具体的施策の「子どもの貧困対策に関する検討」について、貧困に該当する子どもがどのくらいいるのか調査していますか。取り組みにより、それらの子供が救われているのかどうか、具体的に検証して数値で示してほしいです。	子どもの貧困については、国において、平成26年8月29日に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されたところであり、本市においても、大綱の趣旨を踏まえ、子どもの貧困対策の総合的な推進をめざしています。今後、教育・福祉など関係部局と連携しながら、実情に即した効果的な取り組みを検討してまいります。
八尾市子ども・子育て支援事業計画	49ページ	69	【本文 4行目】 子どもが一定水準以上の保育、教育を受けられるよう、保育環境整備に基準を設けるべきだと思います。 質の高い教育・保育の提供するため、保育士の処遇改善が必要だと思います。 施設への委託料(給付費)はニーズに応じた配分すべきだと思います。	各施設の保育の実施にあたっては、保育の質の向上を図るために、施設に対し、「八尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」に基づき適正に確認を行うとともに、指導監督を実施してまいります。 施設給付の中で保育士の処遇改善に係る加算があり、施設への給付費は国が定める公定価格により施設に給付する額が決定されることとなります。
「教育・保育提供区域の設定」	50ページ	42	教育・保育提供区域の設定が理解しにくいです。4地域では広いのではないですか。 (4件)	教育・保育提供区域については、国の基本方針では地理的条件や社会的条件なども勘案することとなっていることから、地域社会の重要な構成単位となる中学校区を基本とした上で、本市のまちづくりの総合的な方針である、都市計画マスタープランの考え方に基づき、生活圈、各地域の地域特性や地形・道路・鉄道などの分断要素などを考慮し、設定しています。
「(2)確保方策の種別について」	52ページ	43	【(3)教育・保育給付の確保方策の八尾市の考え方について 本文1行目】 見込み量の充足に向け、認可施設で対応する姿勢は評価しますが、特定地域型保育については、保育所より低い基準で安全面に懸念があると考えますので、今後活用することになった場合は、利用者に、万一の事故等の際の市の責任有無や特徴などを説明してもらいたいです。 (4件)	教育・保育給付の量の見込みを確保する方策として、子ども・子育て会議の検討を踏まえ、保育所及び認定こども園などの施設での対応を基本とし、既存施設の協力のもと、低年齢を中心とした入所枠の拡大が図れるよう、分園の設置や3歳以上の子どもの定員に余裕が出てくることを踏まえた低年齢児の定員枠の見直しなどの対応により確保します。また、地域型保育給付については、計画策定当初においては、確保の量を「0」としますが、今後、小規模な整備が必要な地域での対応策として活用する可能性があるため、引き続き、計画の進行管理を行う中で検討を行います。
「(4)各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策について」	53ページ	44	事業計画案では、利用定員ベースで考えられているため、定員の弾力化を活用すれば、計算上は確保することも可能に見えますが、現実的には困難だと思います。早期な供給不足(待機児童)の解消のためには、3歳以上児の施設を3号認定の子どもの保育に活用してはどうですか。例えば、公立幼稚園の利用率は園則定員の57%、空き人数は919人となっており、仮に空き人数分を3歳未満の子どもの受け入れたとすると、300人程度の受け入れが計算上では可能となります。定員割れをおこし、少人数となっている公立幼稚園の複数園について、公立保育所の分園とするなど、保育所機能を持たすことで、一定の保育を必要とする子どもへの供給不足分をカバーすることが可能となります。	

項目	掲載ページ	番号	意見の要約	市の考え方(案)
「(5)教育・保育供給における教育・保育の一体提供やその推進体制の確保」 「(4)各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策について」 「3-3 幼児教育・保育の充実」	58ページ 53ページ 37ページ	45	事業計画案では、今後の5年間で教育・保育施設で約430人分受け入れを増やす必要がありますが、教育・保育施設は保育所、認定こども園、幼稚園のどの施設で整備していくかは明らかになっていません。 八尾市では全ての市立幼稚園・保育所を認定こども園へ移行する方針ですが、最も利用希望が高く、自治体が保育実施責任を担っている保育所を中心に整備を進めすべきではないですか。幼保一体化、質の高い教育・保育の提供について、まだまだ議論を丁寧に重ねるべきであり、関係者や学識経験者などの専門家を交えて丁寧に議論を行い、市民の理解が深まる形で取り組んでいくことが必要です。 (9件)	本市では、すべての市立幼稚園・保育所の認定こども園への再編に向けて、学識経験者によるアドバイスを受けるとともに、教育・保育現場の意見を反映させながら検討を進めているところです。すべての子どもに質の高い乳幼児期の学校教育と保育の総合的な提供を行うことをめざすこの取り組みについて、情報提供を行いながら、市民のみならずのご理解が得られるよう努めてまいります。
「(1)利用者支援事業」	59ページ	46	「利用者支援事業」について、まだ詳細が決まっていないのか、何をやる事業であり、誰にとって有益なのか、大変わかりにくいと感じます。 事業の目的、概要の中に「地域の子育て支援事業等の情報提供や…」とありますが、この中に八尾市民生児童委員が担っている子育て支援「はとぼっぼ」は含まれているのですか。 子育てに関する情報提供、関係機関との連絡調整…理想的ではありますが、せっかくの様々な支援のサービスも、必要としている人に届かなければ、残念でならないです。子どもを育てる、保護者を支援するというのは、人と人とのつながりが大変重要で、人を人として尊重することが大切であると考えます。	利用者支援事業は、教育・保育施設や地域子育て支援事業等を必要な人が円滑に利用できるよう、情報提供などを行うものであり、「はとぼっぼ」等の情報も含まれるものと考えています。詳細は国の動向を踏まえ、すべての中学校区に身近な相談場所の提供を行うために、地域子育て支援事業の事業者や認定こども園などとの連携をご意見にある視点を持ちながら進めてまいります。
「(2)延長保育事業(時間外保育事業)」	60ページ	68	保育短時間認定(1日8時間まで)の場合、時間設定などによっては、保育標準時間認定(1日11時間まで)よりも延長保育料を含めた利用者負担額が高くなる可能性があるため、保育短時間認定の廃止などの対応を考えてほしいです。 (16件)	子ども・子育て支援法により、保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の認定を行うものとされていることから、保育短時間認定の廃止することは困難です。なお、就労時間はもとより、通勤時間等も考慮した施設利用ができるよう、保育の必要量の認定を行ってまいります。
「(3)放課後児童健全育成事業(学童保育)」	61ページ	47	【【確保方策】2行目】 「すべての児童室において基準を満たせるよう、保育環境の改善に取り組みます」とありますが、現状、何かの基準が満たせていないのですか。具体的に何を改善するのか(広さなのか、指導員の数なのか等)示してほしいです。	これまで、放課後児童室は、国のガイドラインに基づき実施しておりましたが、今回新たに制定した設備及び運営に関する基準では、1児童室の定員がおおむね40人以下、児童一人当たりの面積がおおむね1.65平方メートルとなったことから、新基準を満たしていない児童室については、経過措置を設けて、順次施設整備を行い、基準適合に向けて取り組んでまいります。
「(7)地域子育て支援事業」	65ページ	48	各保育所や保育園で行っている地域交流会や子育て教室などの在宅子育て支援などは地域子育て支援事業に含まれないのですか。	地域子ども・子育て支援事業に位置づけされる地域子育て支援事業は、つどいの広場や地域子育て支援センターでの事業が対象となり、各施設にて実施する、在宅子育て支援としての園庭開放や地域交流会は含まれません。
「(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業」	71ページ	49	内閣府の案には給食費についても記載されています。日用品や行事関連だけでなく、保育所でも幼児から徴収されている主食費も含めるべきではないですか。	実費徴収に係る補足給付を行う事業は新規事業のため、財政支援等国の動向を踏まえ、実施に向けた検討を行います。
「3. 計画の周知」	72ページ	50	【本文 2行目】 多様な媒体を用いるだけでは、市民に計画の趣旨等が伝わりません。市民の前に出て説明をしてほしいです。	本計画策定後について、計画書冊子の発行、市ホームページでの閲覧にあわせ、概要版の発行を予定しています。また、計画の趣旨が広く伝わるシンポジウムの開催など、広く市民に周知できるような方法を検討いたします。
こども計画全般について	—	51	計画書を一度目を通しただけでは理解できない部分も多く、分かりやすく読みやすい資料を作ってほしいです。	
	—	52	乳幼児、小学生がメインで、中学生、高校生への施策が薄いと感じます。すべての子どもたちへの支援を行ってほしいです。 (2件)	子ども・子育て支援法が就学前児童を中心とした施策となっていることから、ご意見のような傾向がありますが、青少年健全育成の観点から今後必要となる取り組みを検討してまいります。

項目	掲載ページ	番号	意見の要約	市の考え方(案)
その他	25ページ	61	中高生の居場所がないので、中高生の文化教室や部屋貸しできる場を増やしてほしい。また、青少年会館の利用時間やしくみの工夫するなど、子どもが使いやすいようにしてほしい。	行政に対するご意見・ご要望等について、今後の施策の参考とさせていただきます。
	42ページ	63	働く親の負担を減らすために、中学校を全給食にしてほしいです。	
	42ページ	64	放課後教室に在籍していない児童を、有料でもよいので、子どもが在籍する小学校で希望者の一時預かりしてほしい。	
	42ページ	65	働く親が増えている現状を考えると、放課後児童健全育成事業(学童保育)を18:30まで延長し、長期休暇時には弁当などを注文できるようにしてほしいです。	
	45ページ	66	一番窮状におちいってしまいやすい人に支援の手や行政の助けが届かない現状を知っていただき、ひとり親の健康な生活と自立のために未婚のひとり親世帯に対する寡婦(夫)控除のみなし適用を実現をお願いします。 (2件)	
	47ページ	67	外国籍の子どもで、日本語が分からない子への通訳の設置がまだまだ足りていないように思います。また保護者への対応ももっと必要ではないですか。	
	—	70	保育料は現状を上回らないようにすべきだと思います。	
	—	71	八尾南高校跡地の南木の本防災体育館等の防災施設を児童館として利用できませんか。そのことで、子どものうちにさまざまな体験、経験をすることが、健やかな成長につながるし、災害が起こったときにも、日ごろから、足しげく通っていれば、子どもだけでも、避難することが可能だと思います。	
	—	72	子どもが利用する施設・事業での重大事故を防ぐためには、八尾市として、子どもの事故についての情報収集を行い、各施設・事業者へのヒヤリハット事例等の周知や万一重大事故が起こった場合の、円満な解決と再発防止をはかる仕組みとして、重大事故の検証・分析を行う第三者機関の設置が必要だと考えます。	
—	73	保育参観などを平日に実施されると、休んで見に行かなくてはならず、働いていると休みづらいのが現状です。他市が入学式を土曜日に変更したように、参観についても、すべて土曜日に実施を望みます。		
—	74	ワークショップではテーマが大きく、漠然とした事しか話せなかったもので、具体的な内容で、今一度ワークショップなどの参加型の取り組みを希望します。		